

日本の農業・農村の未来
種苗法改正とみどりの
食料システム戦略を考える

松平尚也
縮小社会研究会
2021年3月25日

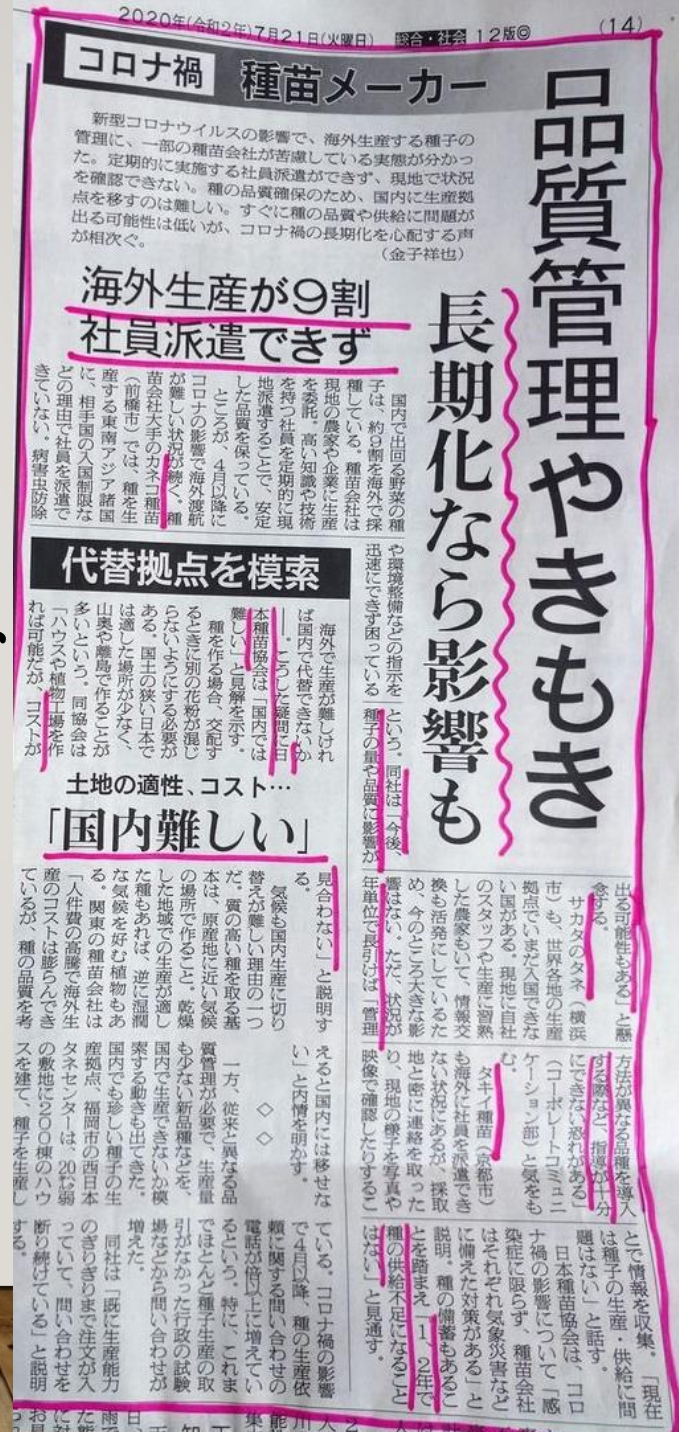


ポストコロナと持続可能な食と農の未来

新型コロナで世界の食の不平等拡大、工業的食料システムの矛盾を露呈
世界の農業・農村の持続と持続可能な食料生産への転換が求められる

- 2月18日に掲載されたNature Food誌の論説
- 新型コロナの影響に適切な対応がされない場合、2022年までに、8千300万～1億3200万人が栄養不良、8,800万～1億1500万人が極度の貧困に陥る可能性。
- 影響は脆弱な層、特に低中所得国、女性、幼児、青年、高齢者、移民、避難民などに対して不均衡に影響。
- 国連さらに日本が食料を大量に輸入する北米等でも物流が途絶えれば生産が停止すると警告 (Schmidhuber et al 2020)。
- この脆弱な食農システムに依存している国の一つが日本。日本は世界の食料貿易量の約1割を輸入。世界で食料不安が囁かれる中で、日本の市民社会では国際的責任を自ら問い直し、食料輸入への依存を転換する道を探る必要





○新型コロナ以降の種子の課題

種子法廃止3年後の春、水稲種子価格一部地域で値上げ
野菜種子等、海外に依存する日本の種子生産に混乱。

種子の生産量や品質に影響が出る可能性（日本農業新聞7月21日、写真はめだかの学校FBより）。

○ポストコロナの食を考える上で持続可能な種子と農業についての議論大切

- ・日本の食料輸入は、世界の食料貿易の1割、輸入不安定化
- ・国連・新型コロナによる貧困の増加でこれまでの飢餓人口約8億人に加えて、今年末までにさらに2・7億人が新たに飢餓に直面すると警告。
- 世界の富裕層・国が肉食などを通じて大量の穀物を消費しており、飢餓と対極にある成人の肥満人口は約6・7億人に上っている（2016年）。

新型コロナ下では、多国籍企業の影響力が強い世界の食農システムが機能不全に陥った。

→世界の種子市場の7割が上位5社に寡占、農薬の8割と化学肥料の3割が上位10社に寡占

☆日本が輸入依存する北米は、物流途絶えれば生産活動停止と国連警告

※日本の種子をとりまく課題の検討はとても大切



○タネへの市民社会の関心が高まった背景

・日本の種子の課題を

種子法の2018年の廃止、2020年の種苗法改正国会での議論について紹介
GM問題、タネへの関心高まりさらに新型コロナで種子に新しい課題が。。

ナビ ライフスタイル

種子法廃止に広がる不

●「食の安全 瀬戸際」
「廃止されれば農家はやっていけないし、遺伝子を組み換えた米の作付けが始まれば、消費者も食の安全の瀬戸際に立たされる。食糧安全保障に関わる問題だ。山田正彦・元農相が力を込めた。10日、東京・永田町の衆院第1議員会館。「日本の種子(たね)を守る有志の会」の勉強会で、参加者は農水省の担当者に「廃止するメリットが分からない」「外資の圧力が」と、次々に質問を浴びせた。東京から兵庫県上郡町に移住し、大豆や野菜の生産に取り組む元教員の渡辺伸江さん(59)は「地域で差別化を図った大豆を作っている。食の根幹を揺るがしかねない」と憤った。勉強会には全国から約200人が駆けつけ、食の安全に対する不安を訴えた。



種子法
消えれば
あなたも
消える
共有が強みが

西川芳昭

小さな種子のものが
豊かな世界を
伝えたい
共通財産
多様な品種を
次世代に
引き継ぎたい

種子法廃止で
どうなる？
種子と品種の歴史と未来

食と農の根幹揺

種子法に廃止法案

稲や麦の品種開発

特性を知り、継続性がある行政を開発の中心に置く種子法は、農業関係者も評価。逆に、回法が廃止されれば「品種開発のための予算が確保できなくなり、奨励金がなくなる」との懸念が強まっている。

廃止法案は、8日の衆院農林水産委員会審議入りした。山本有農相は趣意説明で「種子法の必要性が低くしている。民間事業者の種子の生産や供給を促進すると廃止の意義を強調。廃止による補助金のカット分は、一般財源として支給する」と説明した。

これに対し、共産の山和也衆院議員は「2007年の規制改革会議で種子法が民間の開発意欲を阻害している」と指摘を受けた農水省は「奨励品種の指定は民間開発の種も受け入れたい」とも述べ、民間の開発意欲を妨げないことを反論している。となら「今、なぜ変わったのか」と追及。省の政策統括は「ノウハウを用いた」。

国会周辺で種子法廃止法案に反対する人たち=14日、東京・永田町で

民間、外

柴咲コウ 種苗法改正案審議入り

へ警鐘「日本の農家さんが窮地に…」

ボ

日本の種子の課題：種子法廃止

☆食卓とタネ コメと種子法から考える

○タネへの関心の高まりと議論の振れ

種子法：政府、国会で議論なく種子法廃止→民間参入促進目的

→種子供給の不安定化や価格高騰、民間への知見提供で公共種子の資産危機

☆山形、埼玉、新潟、富山、兵庫、長野、北海道、岐阜、福井、宮崎県

☆北海道は、小豆やインゲンマメなど道の主力作物にも対象拡大、長野県は

「信州の伝統野菜」や特産のソバを対象。埼玉でも在来種の保護を明記。

種苗法：登録品種の対象品目が急拡大、知的所有権対象品種に関する自家増殖(自家採種) 禁止

→農山漁村文化協会発行の現代農業や市民社会で種苗法問題への疑問高まる

GM問題：人体への影響がないとされてきたGMに使用されるグリホサートの人体への影響可能性が欧米で話題に。日本でもネオニコチノイド農薬の人体残留調査が開始。

※タネと食卓と有機農業がつなげて検討される時代に→これまでの歴史ある有機農業におけるタネの議論を現代で検討する意義が高まっている

→そもそも米は苗で購入し、野菜も種子購入とセット農家が種子について考える機会が消失して数十年経過



○種子法廃止で何が起るのか？→民間参入による影響

1,種子法廃止の最大の問題は国の主食種子の安定供給の責任放棄

2、種子計画に関わる問題。種子の生産には全国で足並みを揃える必要がある。

全国のコメ生産に必要な種籾 7 万トンをどう安定生産するのか。

3、各都道府県は費用を一般財源から捻出しており、種子法の廃止で予算が減額される可能性も

4、地域で保全されてきた種子の継続困難（山間地等のブランド米）

5、外国資本含めた海外種子企業の流入、利潤目的へと主要農作物種子の事業への変質

6、米国種子価格高騰に見られる種子価格の高騰、中山間地稲作が継続不可能になる、技術継承困

難

7、市民の資産でもある国家戦略的な公共財でもある主要農作物の育種素材が海外に 歯止めなく流

出

表 1 水稻種子の販売価格 (20kg あたり)

開発者	品種	価格	生産量
北海道	きらら397	7,100円	78,191 ^ト
青森県	まっしぐら	8,100円	136,010 ^ト
三井化学アグロ	みつひかり	80,000円	4,414 ^ト

(農水省穀物課調べ、価格は生産者渡し価格)

表 2 生産コストに占める種苗費の割合

米	小麦	大豆	露地野菜
2.7%	4.1%	4.8%	8.1%

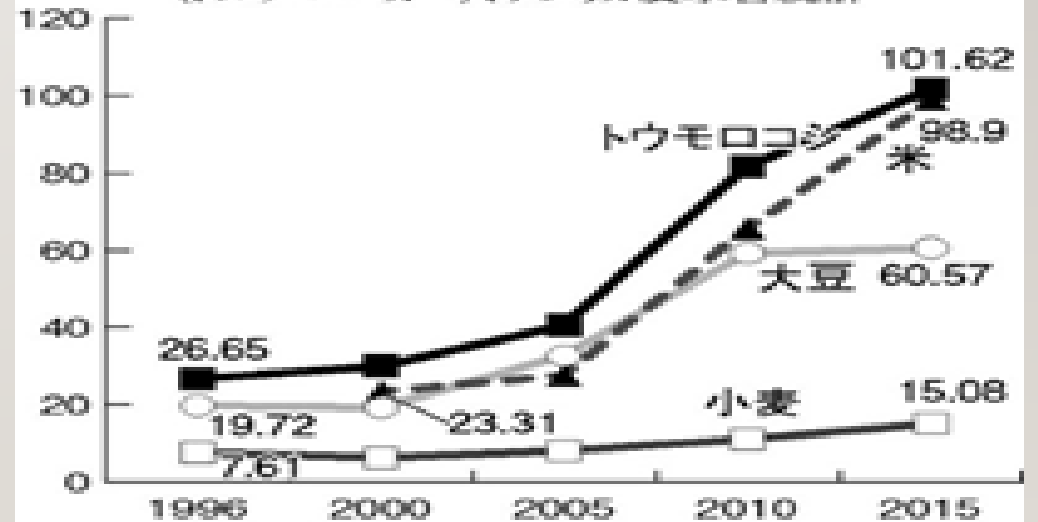
* 野菜は露地野菜経営統計の単純平均。

アスパラガスの16.9%を最高に、ブロッコリー 12.5%、ナス、ピーマン、タマネギ、ニンジン は11%前後。

* 米、小麦、大豆は生産費統計、野菜は営農類型別経営統計から作成

図 アメリカでの種子費用の推移

(ドル/エーカー)、アメリカ農水省統計



主要農作物種子法

第1条 この法律は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産については場審査その他の措置を行うことを目的とする。

→

(定義)

第2条 この法律で「主要農作物」とは、稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。

2 この法律で「場審査」とは、都道府県が、種子生産場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することをいい、「生産物審査」とは、都道府県が、種子生産場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。

(場の指定)

第3条 都道府県は、あらかじめ農林水産大臣が都道府県別、主要農作物の種類別に定めた種子生産場の面積を超えない範囲内において、譲渡の目的をもつて、又は委託を受けて、主要農作物の種子を生産する者が経営する場を指定種子生産場として指定する。

2 その経営する場について前項の指定を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県にその申請をしなければならない。

(審査)

第4条 指定種子生産場の経営者（以下「指定種子生産者」）は、その経営する指定種子生産場については場審査を受けなければならない。

2 指定種子生産者は、場審査証明書に係る指定種子生産場において、生産物審査を受けなければならない。

3 場審査及び生産物審査（以下本条において「審査」という。）は、指定種子生産者の請求によつて行う。

4 都道府県は、指定種子生産者から前項の請求があつたときは、当該職員に、審査をさせなければならない。

5 審査の基準及び方法は、農林水産大臣が定める基準に準拠して都道府県が定める。

6 前項の基準は、主要農作物の優良な種子として具備すべき最低限度の品質を確保することを旨として定める。

7 第4項の規定により、審査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

（ほ場審査証明書等の交付）

第5条 都道府県は、ほ場審査又は生産物審査の結果、当該主要作物又はその種子が前条第5項の都道府県が定める基準に適合すると認めるときは当該請求者に対し、農林水産省令で定めるほ場審査証明書又は生産物審査証明書を交付しなければならない。

（都道府県を行う勧告等）

第6条 都道府県は、指定種子生産者又は指定種子生産者に主要農作物の種子の生産を委託した者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導を行わなければならない。

（原種及び原原種の生産）

第7条 都道府県は、主要農作物の原種ほ及び原原種ほの設置等により、指定種子生産ほ場において主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うために必要な主要農作物の原原種の確保が図られるよう主要農作物の原種及び原原種の生産を行わなければならない。

2 都道府県は、都道府県以外の者が経営するほ場において主要農作物の原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該ほ場を指定原種ほ又は指定原原種ほとして指定することができる。

3 第3条第2項の規定は前項の指定について、第4条から前条までの規定は同項の指定原種ほ又は指定原原種ほにおける主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。

（優良な品種を決定するための試験）

第8条 都道府県は、当該都道府県に普及すべき主要農作物の優良な品種を決定するため必要な試験を行わなければならない。

→奨励品種は、各都道府県の気象、土壌、農業者の経営内容、技術水準、需要動向を考慮し、都道府県内で普及すべき優良品種を意味する（西川2017：27）

京都市右京区京北・京都府内有数の水稻採種地域

- ▶ 京北（当時は京北町）では1960年、種子生産団地の指定
- ▶ 府内の種子場として地位を確立。京北が採種に適している理由→一日の寒暖の差が大きく、作物の生育に適している。そして、水の源と言われる分水嶺が近くにあり、水や空気がきれい。また、昔から農業に熱心な篤農家がたくさんいた
- ▶ JA京都・京北支店、水稻採種部会の部会員は現在約40名

(JA京都HPとJA京北支店水稻担当者への聞き取りより)

- ※問題は高齢化。水稻採種の経営は困難を伴う背景もある
- ※採種事業の重要性が市民社会に知られていない。



水稻採種ってどうやって行われているの？

- 採種ほ場については、異品種混入防止の観点から、地区ごとに栽培する品種が決定。ほ場毎に同じ品種を作るなど、細心の注意
- 京北では「コシヒカリ」、晩生品種の「祭り晴」「ヒノヒカリ」を採種、「コシヒカリ」(19.6ha)、「ヒノヒカリ」(9.1ha)、「祭り晴」(4.3ha) 地区毎に採種地を分離(契約数量125トン)
- 病虫害防除や肥培管理の適期実施を図るため「採種新聞」を発行し情報の提供に努めるとともに、各種の確認や審査
- 育苗管理の徹底：種子消毒・種子伝染性の病虫害の発生防止
田植え後の6月上旬に行われるのが「植え付け確認」 植え付け後の生育状況を確認



水稻採種ってどうやって行われているの？

- 刈り取りは9月上旬から10月下旬にかけて品種ごとにその後、JA京北支店の種子センターに運ばれ最終調製作業後、普及センターで発芽試験。専用のコンバインを水稻部会で管理。
- その結果を受けて、今度はもみの粒のそろい具合を確かめる種子検査が行われ、合格した種子のみ流通が許され、3月まで厳重に保管
- 最初から最後まで混種防止の苦労
- 採種の難敵、カメムシ
- チェックシートによる審査、管理



▲採種ほ場には、品種名、植え付け日、生産者名などを記した札が



広大な土地で野菜の種を採種する一米国、サカタのタネ提供

国産野菜、種は外国から

食卓の
タネあかし

上

俳句の春の季節にもなっているネギ坊主。坊主の部分を乾燥させ、手でもむと黒い種がたくさん採れる。ネギに限らず野菜の種を採る光景は、かつて農村でふつうに見られたが、近い将来、国内から消えてしまうかもしれない。

「水菜はニュージーランド、小松菜は米国、キャベツはオーストラリア、トマトとニンジン、はチリ、シシトウはタイ、春菊はデンマーク」

10月初旬、鳥取市の農家の男性(62)は、育てている野菜の種の産地を次々とあげてみせた。種は毎年、種苗会社から購入。まいていたほうれん草の種は米産地だ。

育てている約40品目のうち日本で採種した種はわさび菜と赤しそだけ。「20年前はもう少しあったが、今は日本で採れた種を探すほうが難しい」と言う。色とりどりの野菜も、もとをたどれば一粒の種だが、自分で採ると手間がかかり、品質もば

種苗会社の国内採種は1～2割

	90年産	98年産	07年産
大根	400	171	65
キャベツ	165	72	35
ほうれん草	31	23	2
トマト	6	3	3
キュウリ	50	23	13
ゴボウ	82	39	24
ネギ	91	54	13
カブ	41	42	25
白菜	86	56	20
そらまめ	40	29	9
人参(種に毛がついたもの)	73	15	5
人参(種の毛を除いたもの)	37	13	—

農林水産省先端技術推進センターの09年度報告書から。一は、データがないもの

農家・消費者に選択肢を

らつく。このため高度成長期以降、多くの農家が種苗会社から買うようになった。種苗会社は1980年代から、広い土地を求め、舞台を海外に移しているが、消費者にはなかなか知られていない。

「安定供給のため」

広大な大地に植えられた種を、コンバインに乗った男が刈り取っていく。国内大手の種苗会社「サカタのタネ」(本社・横浜)に取材を求めると、米国での種採りの写真が提供された。海外ならではの広い圃場。しかし、どこで何を作っているのかは、企業秘密。同社は、北南米、欧州、中国など、世界19カ国の外部生産者へ委託して種を採っている。

野菜の種の海外採種はどこまで進んでいるのか。国内の大手種苗2社は、サカタのタネが87%、タキイ種苗(本社・京都市)が8～9割と明かす。国内

継承

海外化に伴って減るばかりでは400社から165社(現・農林水産先端技術推進協会)の振興協会のらは、いずれ2007年に落ち込んだ



①米国のほうれん草の種をまく男性②男性が畑にまいたほうれん草の種

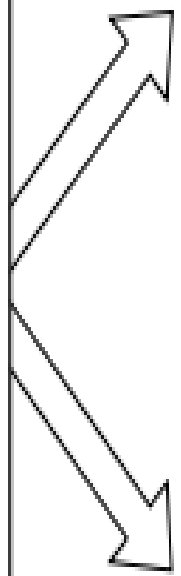
日本の種子の課題：種苗法

Q 「種苗法」ってどんな法律？

A タネや苗の流通ルールと育種家の権利を定めた法律。タネや苗の流通ルールを定めた「指定種苗制度」と新品種保護のための「品種登録制度」の2本柱からなる。

- ・ 品種の育成の振興と種苗の流通の適正化し、農業の発展を目指す法律。品種登録制度は、農家育種家や公的機関の育種担当者の努力に報いるための制度。新品種には、一定期間の「育成者権」が認められる（育成者権の存続期間は原則25年、木本性の植物は30年。種苗法第19条第2項）。登録品種のタネや苗の増殖（生産）、販売や譲渡、輸出や輸入をする場合には、育成者権者から許諾を受ける必要があり、違反した場合は10年以下の懲役、または（併科）1000万円以下の罰金（法人は3億円以下の罰金）となる。

産地・農業者が選択可能



一般品種（登録品種以外の全ての品種）

- ・流通業者、消費者に評価が定着したブランド
- ・今までと同じ技術で栽培が可能
- ・在来品種としての市場価値

等

利用条件なし

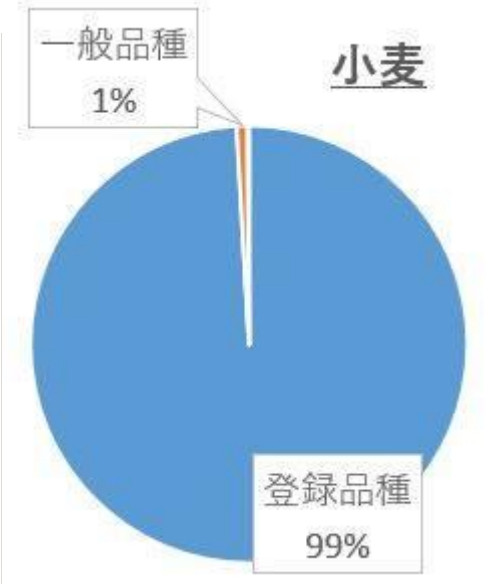
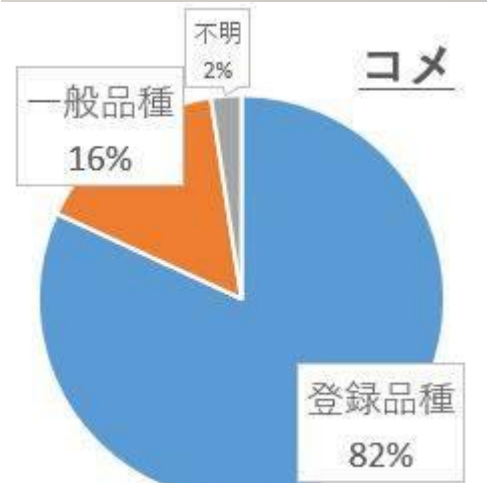
登録品種（一部の新品種）

- ・今までにない味
- ・新しい病害虫に対応
- ・市場での希少性
- ・新技術（機械・施設）に対応

等

増殖や栽培には
開発者の許諾が必要
〔 法改正後は
自家増殖にも
許諾が必要 〕

品目	米	みかん	りんご	ぶどう	ばれいしょ	野菜
登録品種の割合	17%	3%	5%	13%	10%	9%



米：「令和元年度産水稲うるち米の品種別作付動向について」（米穀安定供給確保支援機構）における作付面積の割合より農林水産省作成
 みかん、りんご、ぶどう：2017年産特産果樹生産動態等調査（農林水産省）における作付面積より作成
 ばれいしょ：2017年産ばれいしょの品種別、都道府県別作付面積（農林水産省）より作成
 野菜：野菜品種名鑑2019（日本種苗協会）に掲載されている品種数より農林水産省作成

改正種苗法の全体像

- 種苗法の一部を改正する法律は12月2日に成立し、9日に公布された。
- 主な条文の施行日は令和3年4月1日及び令和4年4月1日となっている。

- 1 輸出先国の指定（海外持ち出し制限）
[令和3年4月1日施行]
- 2 国内の栽培地域指定（指定地域外の栽培の制限）
[令和3年4月1日施行]
- 3 登録品種の増殖は許諾に基づき行う
[令和4年4月1日施行]
- 4 登録品種の表示の義務化
[令和3年4月1日施行]
- 5 審査手数料の設定と、出願料及び登録料引き下げ
[令和4年4月1日施行]

- 6 育成者権を活用しやすくするための措置
[令和4年4月1日施行]
 - ①特性表の活用
 - ②訂正制度の導入
 - ③判定制度の創設
- 7 職務育成規定の見直し
[令和3年4月1日施行]
- 8 在外出願者の国内代理人の必置義務化
[令和3年4月1日施行]
- 9 指定種苗の販売時の表示の在り方の明確化
[令和3年4月1日施行]
- 10 その他の主な改正事項
 - ・育成者権が譲渡されても、引き続き許諾の効力が有効となるようにする
 - ・裁判官が証拠提出命令を出すか否かの判断をする際に、対象書類を実際に確認できる手続を拡充する

3 登録品種の増殖は許諾に基づき行う

- 法改正によって登録品種については、農業者による増殖は育成者権者の許諾を必要とする
- 農業者が増殖する際の契約行為等の機会に品種の利用条件を伝達する機会が生まれ、より適切な品種の管理が期待される
- 個別の農業者の増殖許諾を、団体等がとりまとめて育成者権者から一括して受けることも可能
- 育成者権者が自家増殖に許諾手続きを求めない登録品種については、育成者権者がその旨を明示すれば、農業者は増殖を新たな手続きなく行うことができる

【留意点】

- ①許諾手続きを求めない旨を明示する方法としては、種苗の譲渡の際の表示、育成者権者の発行するカタログや広報、育成者権者の管理するホームページ等へのその旨掲載等が考えられる
- ②毎年種苗を購入している場合や、既に県域団体や種苗業者が一括して許諾を得、その許諾に基づき改正前の種苗法における自家増殖に当たらない増殖を行っている場合は、改正法でも扱いは変わらない
- ③種苗購入時の契約等で許諾条件の遵守を求めることで、農家が追加手続きなく自身の経営内の利用に限り増殖できるといった許諾の方法もある

(許諾条件の例)

- 少なくとも3年に1度種子を更新すること
- 特定の栽培指針に従った栽培を行うこと



○東アジアは潜在的飢餓地帯 コロナ禍の中で考えたい、日本の種の歴史
・享保の大飢饉 享保17年（1732年） 中国・四国・九州地方の西日本各地、特に瀬戸内海沿岸一帯 徳川吉宗
冷夏と虫害
☆義農作兵衛 = （1688～1732）作兵衛は、松山藩筒井村（現松前（まさき）町筒井）の貧しい農家に生まれ。 享保の大飢饉のとき、人々は食べるものもなく、餓死者が続出。
作兵衛は、毎日休むことなく耕作に精励していましたが、遂に飢えのため田んぼに昏倒
近隣の者が「命に変えられぬでの、その麦種を食べてはどうか。」と勧めましたが、作兵衛は「農は国の基、種子は農の本。一粒の種子が来年には百粒も千粒にもなる。僅かの日生きる自分が食してしまって、どうして来年の種子ができるか。身を犠牲にして幾百人の命を救うことができたなら私の本望である。」と、麦種一粒食することなく後世に残し、大儀に死にました。
受け継がれる義農精神
安永6年、尊い彼の死に対し、藩主松平定静は碑を建立。明治14年には義農神社、そして明治45年には頌徳碑が建

Q 改正案のポイントは？何が課題？

A：（ポイント）海外流出防止を目的に登録品種の農家の自家増殖禁止。登録品種利用の場合、許諾制導入。

海外流出は現地での品種登録が根本的対策。

（自治体）10の自治体から自家増殖禁止・種苗法改正の取りやめ等を求める意見書

（農協）許諾制については改正案議論において農協が反対。農家への周知不足。（多様な農家がいるのに許諾制導入は可能なのか）

（農文協）自家増殖禁止に意義ありキャンペーン。農民の種子への権利。小規模農家保護主張。

海外流出の多く、現地で種苗登録していれば防げた。それを怠った農水省にこそ責任がある

（日本の種子を守る会）許諾制等で農家のコスト上昇、種苗制度の民営化

→（松平）農業・農村を支える多様な農家や小規模農家への影響。欧州では小規模農家を守る会が各除虫剤各社から買収している。特に種苗法が採られている種子も農業の各団体が

『現代農業&季刊地域』より

**「農家の自家増殖、原則禁止」
に異議あり！**



◎持続可能な種子と食卓のために考えたいこと

・風土とともに育まれてきた種子を未来につなげる。在来作物への注目
全国に広がる伝統野菜や在来作物を守るとりくみ

全国伝統野菜サミット（写真は映画「味覚のレッスン」HPより）

☆今後必要なこと

日本では種子をとりまく社会環境や課題がその特性を決定づけてきた。

「私たちは現代日本において改めて種子をとりまく社会課題を考え直す必要がある」

・水稲の在来品種の多くが寒冷など気象条件に恵まれない裏日本と、虫被害に悩まされた九州北部の農家によりつくられてきた。東アジアは潜在的飢餓地帯と呼ばれ、常に飢えや食料不足の恐れとともに農業生産が営まれてきた。その中で種子は自らのいのちと暮らしを支える重要な存在となってきた。



タネ袋からわかること

タネ屋の店頭には並ぶ小袋から、
どんな情報が得られるだろう？



おもて
表面を見る

【タネの名前】
品種名の後ろについてる
70って数字、なんだろう？
→ 40ページ
そもそも、どこまでが品種名？
→ 28ページ

【作型】
晩抽性ってなんダネ???
→ 41ページ

いろいろ
べるだろう？

情報満載ダネ



(依田賢吾撮影、以下も)

【F₁と固定種】

〇〇交配とあれば、その会社で
交配したF₁種ってこと。「一代
交配」とあれば、他の種苗メー
カーが育成したタネってことだ
→ 60ページ

【タネの量】

タネの分量が載ってる。1.4ml
っていったら、えーっと245
粒くらいか。電卓があれば、タ
ネ屋は計算できちゃうんだぞ
→ 12ページ

早熟性と食味にすぐれる初見
【タネの量】
1.4ml



【抵抗性と耐病性】
品種名の前にについている
YRとかCRってのはちゃんと意味がある。ただ、数が多くて
覚えきれないな……
→ 32ページ



耐病性が充実し作りやすくおいしいミニトマト

【タネイ交配】 ミニトマト
千果99

PVP 農林水産省登録品種(登録名:TTM042)



Tm-2[®]トマトモザイクウイルスTm-2[®]型、
Ty-2[®]黄化葉巻病Ty2[®]型、
F1:高糖質レース1、C19:葉かび病、
LS:尻腐病、N:サツマイモネコブ腫瘍

【タネイ交配】「千果」はタネイ種苗(株)の登録商標です。



種苗法を巡る年表

1947年	農産種苗法が成立	「禁止品目」の数
1952年	種子法（主要農産物種子法）成立	
1968年	植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV）	
1978年	種苗法が成立 UPOV78年条約を締結	なし
1982年	UPOV78年条約に加盟	
1991年	種苗法を全面改定 UPOV91年条約を締結	↓
1998年	種苗法を一部改定、禁止品目を指定、無償譲渡も禁止 UPOV91年条約に加盟	23種
2004年	「植物新品種の保護に関する研究会」 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）	↓
2006年	種苗法施行規則改定、禁止品目を拡大	82種
2013年	ITPGRに加盟	↓
2015年	「自家増殖に関する検討会」	
2017年	種苗法施行規則改定、禁止品目を拡大	289種
2018年	同、種子法廃止	356種
2019年	同、品種保護のための検討会（全6回）	387種
2020年	同、種苗法改定案を国会に提出	396種

1941年 種子法の源流は、戦時中の蔬菜種苗等統制規則
→種苗の生産規制

サカタやタキイ全国の大手の十三社だけに生産許可、配給制度。研究開発費不要・植民地へ輸出。

1947年：戦後に種子劣化→GHQ下で1947年農産種苗法（第一回国会）。野菜を中心視点。

1952年：24人の議員立法で、種子法制定。穀類増産→稲、麦、大豆奨励品種増産・品種改良法という指摘も

1968年 各国の知的所有権保護を名目に世界の植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV条約）を契機に

1978年の種苗法の改正、農産種苗法から種苗法になって、稲、麦、大豆の知的所有権は種苗法に移動と答弁

※知的所有権が生命や植物・自然資源にどこまで適用されるべきかは長い議論。

(参考)自家増殖に育成者権の効力が及ぶ植物(現行387種類)

○ 自家増殖に育成者権の効力が及ぶのは、下記植物に属する登録品種のみ。

【種苗法施行規則別表第3に掲載されている植物種】※赤字は新たに追加(H31.3.26)された植物(31種類)。

野菜 (33種類)	アサツキ種、アビオス属、オクラ種、オモダカ属、カブ菜種、カリブラバ種、キャベツ種、キュウリ種、ケール種、コールラビ種、サイシン種、シンウド属(トウキ種を除く)、シマツナソ種、スイカ種、スマランサス属、セイヨウワサビ属、セルリー種、ダイコン種、タイサイ種、トマト種、ナス種、ニンジン種、フダンソウ種、ブロッコリー種、ブロッコリー種×ケール種、 ベビーノ種 、ホウレンソウ種、メキャベツ種、メキャベツ種×ケール種、メセンブリアンテムム属、メロン種、ユウガオ種、ワケギ種
果樹 (9種類)	カリン属、クルミ属、スグリ属、ナツメ属、ハパイヤ属、パンレイシ属、マツブサ属、マルビーキア属、ムサ・アクミナタ種
草花類 (202種類)	アイリス属、アガウェ属、アガスタケ属、アガパンthus属、アグラオネマ属、 アグラツム属 、アザミ属、アサリナ属、アジアナム属、アゼトウガラシ属、アタナシア属、アニゴザントス属、アプテニア属、アユガ属、アルストロメリア属、アルテミア属、アルトロポディウム属、アルプカ属、アルメリア属、アロエ属、アロカーシア属、アンゲロニア属、イソトマ属、イヌノハナヒゲ属、イペリス属、イワダレソウ属、イワヒバ属、ヴァーレンベルギア属、ウェストリンギア属、ウツボグサ属、ウンキニア属、エウコムス属、エウパトリウム属、エオニウム属、エウサケム属、エスキナンツス属、エビデンドラム属、エビネ属、 エビフィルム属 、エボルブルス属、エリゲロン属、エリシムム属、エリンギウム属、オーニソガラム属、オシロイバナ属、オダマキ属、オトメリア属、オドントグロッサム属、オノセリス属、オリガスム属、オリヅラン属、オンシジウム属、ガーベラ属、 ガステラロエ属 、カスマンティウム属、カシミソウ属、カトリア属、カヤツリグサ属、カラテア属、カランコエ属、カリオプテリス属、カリシア属、カリブラコア属、カンナ属、カンブロクリニウム属、キキョウ属、キジムシロ属、キンギョソウ属、 クガイソウ属 、クサフヨウ種、クセロクリスム属、クニフォフィア属、クラーキア属、クラッスラ属、グラプトベタルム属、グランマトフィルム属、クリヴィア属、クレマチス属、グロキシニア属、グロリオサ属、ケラタンツス属、ケロネ属、ケンタウリウム属、コルタデリア属、コンウォールウルス属、サルジアンスキア属、サンダーソニア属、サントリナ属、ジゴカクタス属、ジゴベタルム類、 シダルクア属 、ジニンギア属、シラン属、シンゴナンツス属、シンビジウム属、スイセン属、スカエウォラ属、 スキングブスス属 、スコパリア属、ストレリチア属、ストロマンテ属、スパンフィラム属、セネキオ属(シネラリア種を除く)、セントポーリア属、 センノウ属 、ソリダゴ属、ソリダステル属、タゲテス属、タツカ属、タツナミソウ属、タナケツム属、タマシダ属、チゴユリ属、チヂミザサ属、チューリップ属、ツユクサ属、ツンベルギア属、ディアスキア属、ディーフェンバキア属、ディオニシア属、ディギタリス属、ディサ属、ディスキディア属、デンドロビウム属、 トウゴマ属 、トケイソウ属、トラキメネ属、トラデスカンティア属、ナデシコ属、ネモフィラ属、ネリネ属、 ノウゼンハレン属 、 ノコギリソウ属 、ノナ属、ハエトリグサ属、ハベナリア属、 バラヘーベ属 、ハラン属、ハワーシア属、 ハンゲ属 、パンダ属、ヒアシンス属、ヒエンソウ属、 ヒオウギ属 、ビデンス属、ヒナギク属、ビャクブ属、ピレア属、ヒロデンドロン属、ファレノプシス属、フィノステギア属、フィットニア属、フウラン属、プシリオスタキス属、プラティア属、フリージア属、ブリグハミア属、プレクトランツス属、ベクテイリス属、ベチュニア属、ベッコア属、ヘミジギア属、ヘメロカリス属、ペラルゴニウム属、 ヘレニウム属 、ヘレボルス属、ペロフスキア属、ホウセンカ属、ホテイアオイ属、ホトギス属、ポネロルキス属、ポリアンテス属、マルコミア属、マルバビユ属、マンネングサ属、ミムルス属、ミルトニア属、 メシダ属 、メカルドニア属、メランポディウム属、モウセンゴケ属、モナルダ属、ヤグルマギク属、ヤメスブリッテニア属、ユーホルビア・ミリー種、 ラシュナリア属 、ラッキョウ種×キイトラッキョウ種、ラッキョウ種×ヤマラッキョウ種、リアトリス属、リカステ属、リコリス属、リナリア属、リベルティア属、リンドウ属、ルイシア属、ルドベッキア属、ルモータ属、ルリハコベ属、レウカンテムム属、ローダンセマム属、 ロードキシス属 、ローマカミツレ属
観賞樹 (110種類)	アカシア属、アジサイ属、アセビ属、アデニウム属、アフランドラ属、 アプティロン属 、アンティゴノン属、イトスギ属、イボタノキ属、イワンテン属、エゴノキ属、エスカリョニア属、エニンダ属、エルウァタミア属、エレモフィラム属、カナメモチ属、ガマズミ属、カタチ属、カンノンチク属、キダチチョウセンアサガオ属、キダチルリソウ属、キョウチクトウ属、キリ属、クチナシ属、 グミ属 、クルシア属、クレヴィレア属、クレロデンドルム属、クロバナロウバイ属、グロブラリア属、クロベ属、ゲッケイジュ属、ケファランツス属、ゴオデニア属、コルムネア属、 サカキ属 、 ササ属 、サビウム属、サルココッカ属、 シェフレラ属 、 シキミ属 、ジャスティシア属、 ショウジャ属 、シラタマノキ属、シリング属、シンチョウゲ属、シンフォリカルポス属、ストロビランテス属、セルリア属、センダン属、 センナ属 、 ソケイ属 、ソネリラ属、タバコソウ属、ツタ属、ディエルビエラ属、ディクロア属、ディコ属、ディジゴテカ属、テコマ属、 テトラテラ属 、テロスベルマ属、ドウダンツツジ属、ドウランタ属、トキワマンサク属、ドドナエア属、トベラ属、ドリクニウム属、ナツツバキ属、ナナカマド属、ニレ属、ネムノキ属、ノウゼンカズラ属、ノブドウ属、ノリナ属、パウエラ属、パキラ属、ハナズオウ属、 バラ属 、 バンクシア属 、ヒサカキ属、ビティロディア属、ビャクシン属、ファツヘデラ属、フィゲリウス属、フジ属、ブライニア属、 ブラシノキ属 、プロスタンテラ属、ヘーベ属、ヘスペロジギス属、ベルセリア属、ポインセチア種、ボケ属、ボリスキア属、マダケ属、マンサク属、ミヤマシキミ属、ムラサキキンキブ属、メディナ属、メラレウカ属、モクレン属、ヤツデ属、ヤナギ属、ユスラウメ種、ラウアンドウラ属、ルクリア属、ルスクス属、レンギョウ属、ロフォミルツス属
きのこ (33種類)	あらげさくらげ種、うすひらたけ種、えのきたけ種、エリンギ種、おおひらたけ種、さくらげ種、さめがきたけ種、くりたけ種、くるあわびたけ種、こむらさきしめじ種、しいたけ種、しるたもぎたけ種、たまちよれいたけ種、たもぎたけ種、つくりたけ種、とんびまいたけ種、なめこ種、におうしめじ種、めめりすぎたけ種、はたけしめじ種、はなびらたけ種、ひめまつたけ種、ひらたけ種、ひらたけ種×エリンギ種、ふなしめじ種、ふなはりたけ種、ほんしめじ種、まいたけ種、まんねんたけ種、むきたけ種、むらさきしめじ種、やなぎまつたけ種、やまぶしたけ種

自家増殖に育成者権の効力が及ぶ植物(野菜・果樹)

別表第3に記載されている植物種類	対象となる作物例
野菜	
アサツキ種	アサツキ
アビオス属	アビオス (ホドイモ、アメリカホドイモ)
オクラ種	オクラ
オモダカ属	クワイ
カブ変種	カブ、ノザワナ
カリフラワー変種	カリフラワー
キャベツ亜種	キャベツ
キュウリ種	キュウリ
ケール変種	ケール
コールラビ変種	コールラビ
サイシン変種	サイシン
シシウド属 (トウキ種を除く)	アシタバ
シマツナソ種	モロヘイヤ
スイカ種	スイカ
スマラサンサス属	ヤーコン
セイヨウワサビ属	セイヨウワサビ (ホースラディッシュ)
セルリー種	セルリー (セロリ)
ダイコン種	ダイコン
タイサイ亜種	タイサイ、チンゲンサイなど
トマト種	トマト
ナス種	ナス

ニンジン種	ニンジン
フダンソウ変種	フダンソウ
ブロッコリー変種	ブロッコリー
ブロッコリー変種×ケール変種	ブロッコリーとケールの交配種
ペピーノ種	ペピーノ
ホウレンソウ種	ホウレンソウ
メキャベツ変種	メキャベツ
メキャベツ変種×ケール変種	メキャベツとケールの交配種
メセンブリアンテムム属	アイスプラント
メロン種	メロン、マクワウリ、シロウリなど
ユウガオ種	ユウガオ、ヒョウタン
ワケギ種	ワケギ

果樹	
ガリン属	ガリン
クルミ属	クルミ、オニグルミ、シナノグルミなど
スグリ属	スグリ、クロスグリ、フサスグリなど
ナツメ属	ナツメ
パパイヤ属	パパイヤ
バンレイシ属	バンレイシ、チェリモヤ、アテモヤなど
マツブサ属	マツブサ
マルピーギア属	アセロラ
ムサ・アクミナタ種	バナナ

※自家増殖が制限されるのは登録品種に限られます。

(参考) 主な野菜における登録品種の割合

	登録品 種数	割合	主な登録品種	全品種数	主な一般品種
カブ	3	1.7%		181	小姫、聖護院、東京長、飛騨紅、スワン、とよしろ、春こい、雪あかり、早生大蕪
キャベツ	4	0.7%		600	あさしお、遅美、札幌大球、夏早生、信州、紫丸、ふゆあま、いろどり、楽園、冬の陣、デリシャス、彩音
キュウリ	18	4.0%	フリーダム	448	青長地這、加賀太、さつきみどり、四川、四葉、シャキット、セレクト、夏みどり、夏すずみ、緑さんご、麗人
ダイコン	15	2.0%	サラホワイ	734	あじまるみ、おでん大根、紀州、三太郎、大吉大根、春若、夏凧、冬自慢、健白、冬美人、長香太、与作
トマト	107	17.4%	すずこま、フルティカ	615	アイコ、イエローキャロル、桃太郎、ピンキー、ファースト、ふりこま、宝寿、りんか409、麗容、レッドオーレ、レッドボーイ
ナス	20	8.2%	あのみどり	245	黒陽、南部長、紫御前、加茂、ドカンチョ、とげなし千両、長緑、長岡長、梵天丸、大和黑、早生大丸
ニンジン	0	-		294	金時、信州、夏紅五寸、金美、ひとみ、ベターリッチ、甘美人、オレンジ、京くれない、三寸人参
ブロッコリー	2	1.1%		184	エクセル、グリーンドーム、さきどり、サマードーム、サミット、妙緑、チャレンジャー、マグナム、ピクセル、プライム、緑鱗
ハウレンソウ	0	-		414	次郎丸、バイキング、アクセラ、日本、オーライ、エスパーダ、サラダあかり、ハンター、プライド、マルス、メドレー
メロン	35	6.8%	アールス輝、イバラキング	511	アールスフェボリット、アンデス、アムス、オトメハニー、キンショウ、クインシー、タカミ、タカミレッド、ベルル

※品種数は「野菜名鑑2019年版」に掲載されている品種数

※有効登録品種数は農林水産省品種登録データベース(2018年3月時点)

「現行の種苗法」と農家の自家増殖

増やしたタネや苗の 販売・無償譲渡	新品種育成・研究の ための自家増殖	増殖した種苗による 収穫物の販売	自家採種やわき芽挿し (自家増殖)
ダメ	OK	ダメ	ダメ
ダメ	OK	OK	OK
OK	OK	OK	OK
OK	OK	OK	OK
ダメ 販売はしない。 譲渡はOK	OK OK	販売は しない	OK OK

品目	品種
自家増殖 禁止品目	登録品種
その他	登録品種
自家増殖 禁止品目	その他の品種 (登録切れ含む)
その他	その他の品種 (登録切れ含む)
すべての 品目	登録品種
すべての 品目	その他の品種 (登録切れ含む)

農家
(農作物
を販売)

家庭菜園
(農家の自給
畑も含む)

作物には「登録品種」とそうでない品種がある。登録品種には「育成者権」があって、他の人がそのタネを採ったり売ったりするには、育成者の許可がいる。ただし、農家の自家増殖（タネ採りやわき芽挿しなど）は許されていて、その収穫物の販売もできる。これを「育成者権の例外」という。一方、農家であっても、登録品種の自家増殖ができない「禁止品目」がある。いわば「育成者権の例外の例外」で、これらは農家であっても、基本、自家増殖ができない。

※農家の自家増殖は、正規に入手した苗、穂木でスタートする必要がある
 ※契約で自家増殖を制限されている場合、メリクロン培養などを経て増殖する場合、キノコの種菌を培養センターなどで増殖する場合は、自家増殖に利用許諾が必要

「種苗法改定案」と農家の自家増殖

増やしたタネや苗の 販売・無償譲渡	新品種育成・研究の ための自家増殖	増殖した種苗による 収穫物の販売	自家採種やわき芽挿し (自家増殖)
許諾が必要	OK	許諾が必要	許諾が必要
OK	OK	OK	OK
ダメ 販売はしない。 譲渡はOK	OK OK	販売は しない	OK OK

品種
登録品種
その他の品種 (登録切れ含む)
登録品種
その他の品種 (登録切れ含む)

農家
(農作物
を販売)

家庭菜園
(農家の自給
畑も含む)

登録品種はすべて、許諾なしに自家増殖できなくなる。ルールはシンプルになるが、農家の権利は制限される。登録されていない品種（または登録が切れた品種）はこれまで通り、自家増殖や収穫物・種苗の販売が認められる。F₁品種の自家採種もこれまで通りOK（挿し木やわき芽挿しはダメ）。家庭菜園は種苗法の対象外だが、登録品種の種苗の譲渡（もちろん販売も）は禁止。

○現在までの野菜施策の推進

年代	内容
昭和40年代	<ul style="list-style-type: none"> 昭和41年:野菜生産出荷安定法制定。野菜指定産地制度、野菜価格安定制度の創設 一定の産地から都市消費者への安定供給を推進。
昭和50年代 60年代	<ul style="list-style-type: none"> 保冷輸送車、予冷施設等の鮮度保持輸送技術が確立。高速道路網の整備。 大量生産、大量流通、大量消費に対応した施策を推進。 加工用野菜は、漬物中心で、「すそ物」として十分対応可能な状況。
平成元年以降	<ul style="list-style-type: none"> 「食の外部化」の進展により漬物以外の原材料としての需要が増大。 中国産を中心に輸入野菜が増大 輸入野菜に対抗する施策を展開。 加工・業務用野菜の安定供給を野菜施策の重要課題と位置づけ。 14年～:契約野菜安定供給事業 21年～:国産原材料サプライチェーン構築事業

○ 我が国では数多くの野菜が栽培されているが、生産量等が統計で把握されているのは約100品目。
○ 全国的に流通し、特に消費量が大きく重要な野菜を指定野菜として指定。

	葉茎菜類	果菜類	根菜類	果実的野菜	その他野菜	出荷量(20年産)
指定野菜 (14品目) 全国的に流通し、特に消費量が大きく重要な野菜	キャベツ ほうれんそう レタス ねぎ たまねぎ ほうきさい	きゅうり なす トマト ビーマン	だいこん にんじん さといも ばれいしょ			996万トン(74%)
特定野菜 (35品目) 地域農業振興上の重要性等から指定野菜に準ずる重要な野菜	こまつな、みつば、ちんげんさい、ふき、しゅんぎく、セルリー、アスパラガス、にら、カリフラワー、にんにく、ブロッコリー、わけぎ、らっきょう、みずな、みょうが	かぼちゃ、さやいんげん、スイートコーン、そらまめ、えだまめ、さやえんどう、グリーンピース、にがうり、ししとうがらし、オクラ	かぶ、ごぼう、れんこん、やまのいも、かんしょ	いちご、メロン、すいか	しょうが、生しいたけ	292万トン(22%)
その他特産野菜 (43品目)	うど、芽キャベツ、モロヘイヤ、もやし等	とうがん等	くわい、ラディッシュ等		カワレガイコン、マッシュルーム、しそ等	53万トン(4%)

注:上記の品目は、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」の調査対象品目
資料:農林水産省「野菜生産出荷統計」、「地域特産野菜の生産状況」

指定野菜

生活と重要な野菜



「野菜指定産地の指定基準」

区分	指定野菜の種類	面積
葉菜類 根菜類	キャベツ、さといも、だいこん、たまねぎ、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ほうれんそう、レタス	25 (20) ha
果菜類	夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす、夏秋ビーマン	15 (12) ha
	冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす、冬春ビーマン	10 (8) ha

注：() 内は、既に他の種別に係る野菜指定産地として指定されている区域を野菜指定産地として指定する場合の特例。

共販率（共同出荷組織、その他生産者の出荷条件）

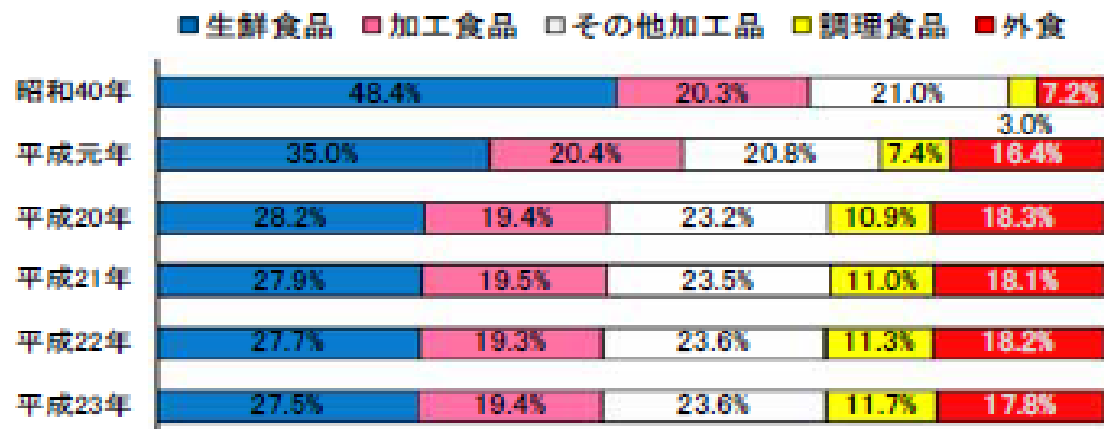
$$\frac{\text{共同出荷組織による出荷数量} + \text{大規模生産者による出荷数量}}{\text{区域内の総出荷数量}} \geq \frac{2}{3} \left(\frac{1}{2} \right)$$

注1：大規模生産者とは野菜法第10条第1項の登録を受ける資格を有することとなる生産者である。
 注2：() 内は、共同出荷組織と大規模生産者により行われるものの数量の合計がおおむね2,000。（ほうれんそうにあっては300%、さといもにあっては400%）以上である場合に適用。

順位	品目	支出金額		購入数量	
		円	割合 (%)	g	割合 (%)
1	トマト	6,293	19%	11,485	9%
2	きゅうり	3,187	9%	8,933	7%
3	たまねぎ	2,907	8%	15,700	13%
4	ねぎ	2,724	8%	5,433	4%
5	ばれいしょ	2,545	8%	11,433	9%
6	キャベツ	2,450	7%	18,419	15%
7	にんじん	2,245	7%	8,762	7%
8	ほうれんそう	2,092	6%	3,885	3%
9	レタス	2,040	6%	5,860	5%
10	なす	1,835	5%	4,791	4%
11	だいこん	1,723	5%	15,206	12%
12	ビーマン	1,661	5%	2,481	2%
13	はくさい	1,134	3%	8,659	7%
14	さといも	940	3%	2,499	2%
	野菜計	33,676	100%	123,546	100%

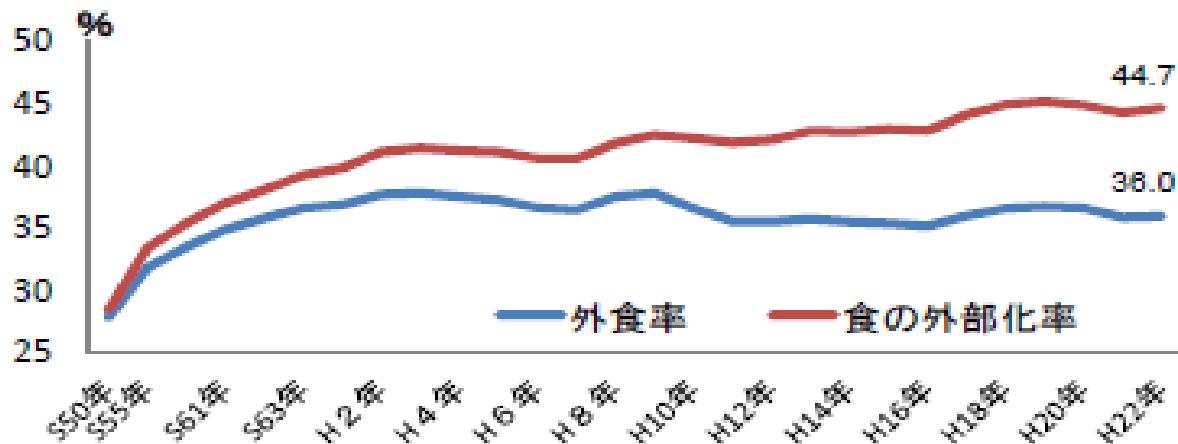
日本の種子の課題3：種子と食卓

○食料消費の用途別支出割合



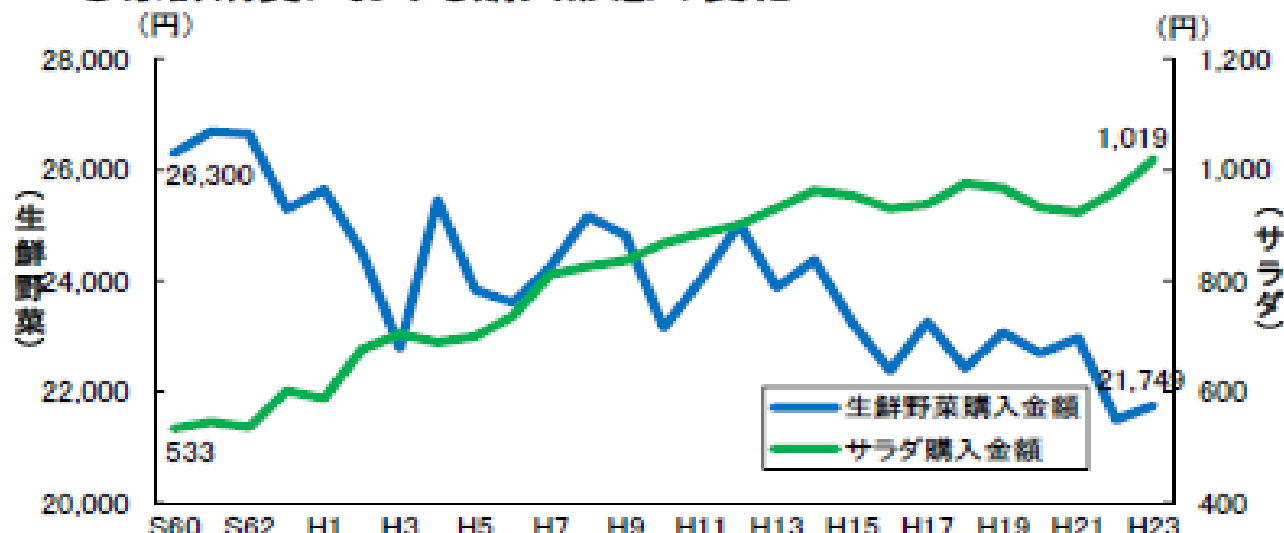
資料：総務省「家計調査」

○食の外部化率の動向



資料：(財)食の安全・安心財団

○家計消費における購入形態の変化



資料：総務省「家計調査」

○世帯構成の変化

単位：万世帯、人、下段は総世帯に占める割合(%)

	2年度	12年度	17年度	22年度
①単身世帯	845 (21%)	1,099 (24%)	1,158 (25.9)	1,239 (25%)
②高齢世帯	311 (8%)	626 (14%)	835 (18%)	1,012 (21%)
③共稼ぎ世帯	823 (20%)	924 (21%)	988 (21%)	1,012 (21%)
総世帯数	4,027	4,555	4,704	4,864
世帯人員	3.05	2.76	2.68	2.59

資料：①及び②は厚生労働省「国民生活基礎調査」、③は内閣府「男女共同参画白書」

○ 品目別・用途別ガイドライン

求められる品質・規格等や加工・業務用の生産出荷のポイント等について主要9品目を対象に作成

トマト、きゅうり、レタス、ほうれんそう、ねぎ
キャベツ、だいこん、にんじん、たまねぎ

キャベツ（概要）

用途	求められる品質・規格等	
カット用	寒玉系品種が基本	大玉(10kg詰めの場合、6玉程度)が基本
加熱調理用	葉質が硬く、水分含有率が低いもの等	
サラダ等用	春系、寒玉系等	
(家計消費用)	形状・玉揃いの良さ 春系、寒玉系、グリーンボール等	

ほうれんそう（概要）

用途	求められる品質・規格等	
サラダ用	えぐみの少ないもの	サラダほうれんそう等
冷凍原料用	葉が大きく葉肉が厚いもの(茎の長さではない)、濃緑色等	40cm程度の大型規格
業務用加熱調理用		
(家計消費用)	250g程度の結束・袋詰め	25cm程度

○ 加工・業務用ほうれんそうの出荷規格



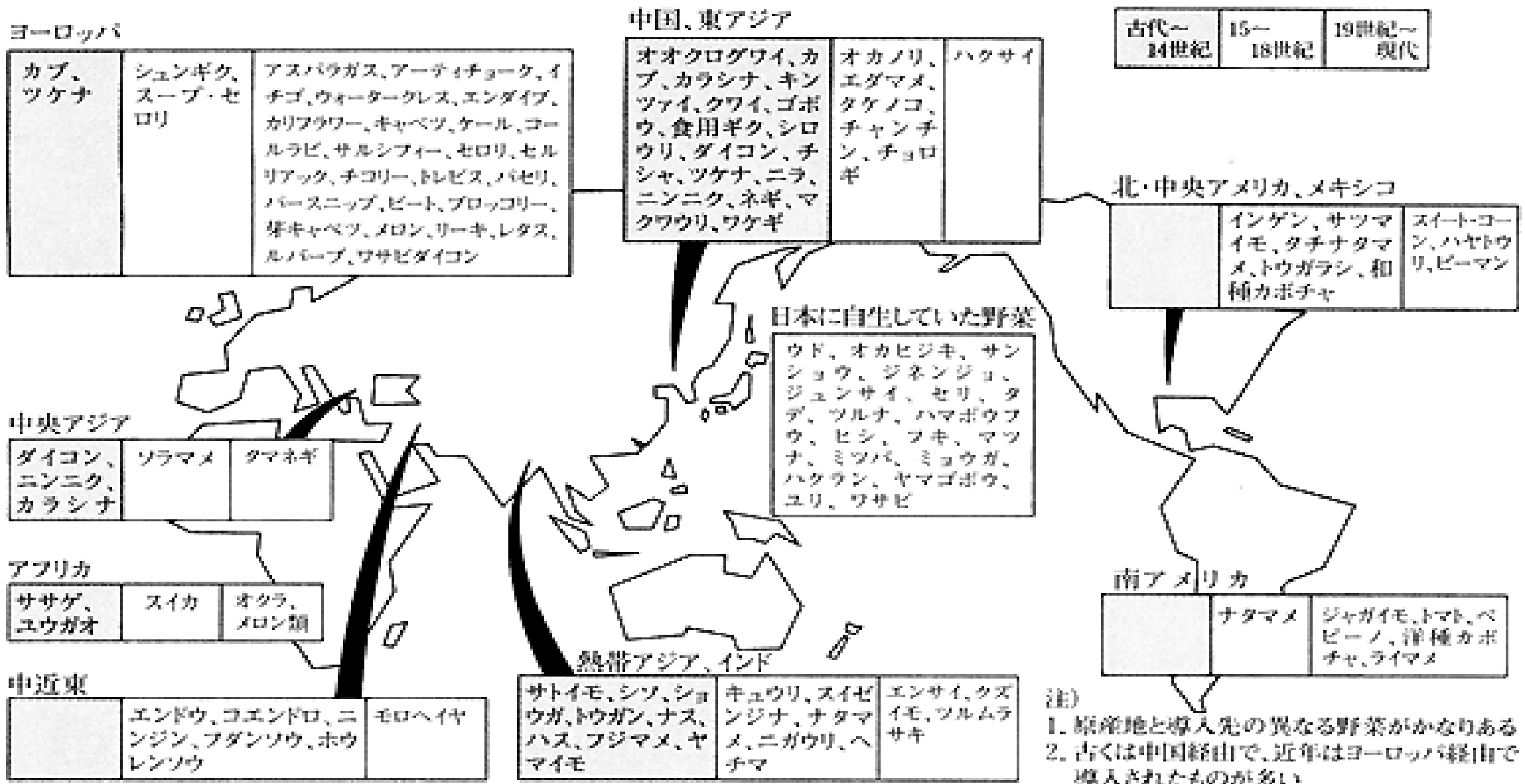
家計消費用

加工・業務用

○ 加工・業務用野菜の市場出荷品との相違

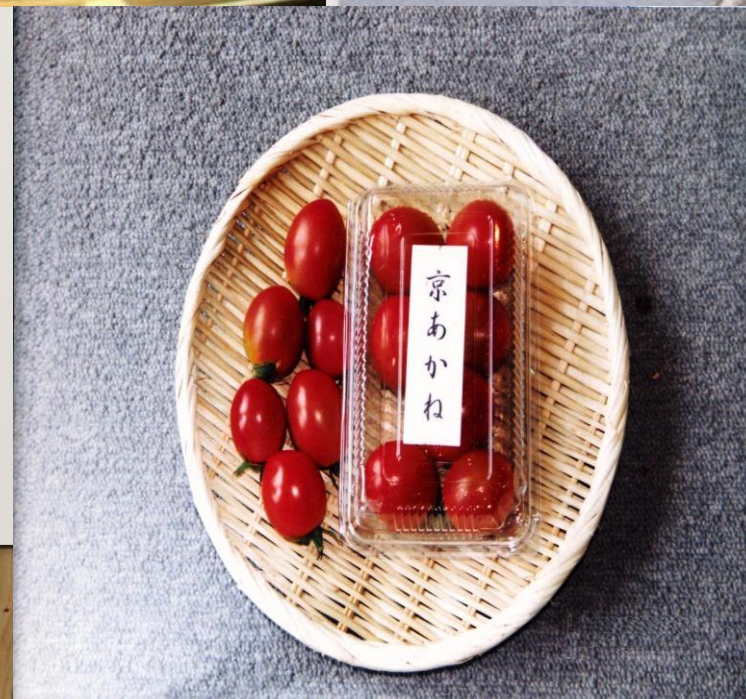
	具体的な相違	対象品目
サイズ	2L中心	キャベツ、たまねぎ等
	玉揃い、量目が重視される	キャベツ
	草丈35センチで収穫(通常25センチ)	ほうれんそう
	1果あたり1.2kg以上で上限なし	かぼちゃ
	重量契約のためサイズ指定なし	キャベツ、だいこん等
荷姿	ジュース用のため、色着度重視でサイズ不問	トマト
	鉄コンテナを使用	キャベツ、たまねぎ等
	低価格の無地段ボールを使用	だいこん
	通いコンテナをリースしている	水菜
	ネットを利用	だいこん、たまねぎ

多様な種子が存在する未来へ
日本ではどのような野菜が食べられてきたのか





<http://foodslink.jp/syokuzaihyakka/>





青味だいこん aomidaikon

伝統野菜

現在の中京区西ノ京（旧葛野郡朱雀野村）が原産とされていますが約150年前の文化・文政の頃（1804～1830）、現在の右京区西京極で栽培されていて今は絶滅した「郡だいこん」の変異種として作出されたようです。

特徴

尾部が1～2箇所で屈曲する中生系の大根で、莖葉は濃緑色、根身は長さ12～15cm、直径1～1.5cm、地表面が濃緑色で青味の多いものが良いものとされます。根節は断面も青く、冬場にきゅうりの代わりとして利用されたようです。

栽培

現在7戸の栽培があり、「京都市特産野菜保存会」として京都市が種子の保存を下京区七条地区の農家に委託しています。

旬

1月	2月	3月	4月	5月	6月
上 中 下	上 中 下	上 中 下	上 中 下	上 中 下	上 中 下
7月	8月	9月	10月	11月	12月
上 中 下	上 中 下	上 中 下	上 中 下	上 中 下	上 中 下



茎だいこん kukidaikon

伝統野菜

別名「中堂寺大根」ともよばれ、約300年前には京都で広く栽培されていた在来種であると考えられています。市内の各地で栽培されていたので南禅寺大根や、吉田大根など各々の地名でも呼ばれていたようです。在京区松ヶ崎は、この大根の栽培に適した気候・土質であったため、現在も栽培が続けられています。

特徴

莖葉は楕円な感じで淡緑色であり、葉柄は細く柔軟です。根節は純白色で根の先がやや太く、尻つまりしています。

栽培

現在3戸の栽培があり、「京都市特産野菜保存会」として京都市が種子の保存を在京区松ヶ崎地区の農家に委託しています。

旬

1月	2月	3月	4月	5月	6月
上 中 下	上 中 下	上 中 下	上 中 下	上 中 下	上 中 下
7月	8月	9月	10月	11月	12月
上 中 下	上 中 下	上 中 下	上 中 下	上 中 下	上 中 下

※写真を御利用になる際には、京都市農林企画課（075-222-3351）まで御連絡ください。

配らないで！植えないで！ ゲノム編集 高GABAトマト苗

安全性に不安

花粉による遺伝子汚染

ゲノム編集「高GABAトマト」苗無償配布に対して遺伝子組み換えいらないキャンペーン、日本消費者連盟、日本有機農業研究会らが抗議・署名活動

サナテックシード社は、筑波大学と共同でゲノム編集技術を用いて開発した高GABAトマト「シシリアンルージュ・ハイギャバ」の苗を家庭菜園用として無償配布

- ・ゲノム編集技術：オフターゲット（狙っていない遺伝子を切ってしまうこと）など遺伝子に何が起きるか分からないという問題。人間にとって予期せぬ健康被害が及ぶ可能性。
- ・開発の過程では、従来の遺伝子組み換え技術と同様に抗生物質耐性遺伝子が外部から組み込み。最終製品からこの外来遺伝子が除去されている確たる証拠なし（農水省否定）。
- ・厚生労働省は安全性の審査も実施なし。届出だけで流通を容認。厚労省のサイトに掲載資料安全性の根拠がまったく不十分。環境影響評価や飼料としての安全審査もなし。
- ・ゲノム編集トマトが栽培により、在来種のトマトに花粉が運ばれて遺伝子汚染が起こる可能性。

みどりの食料システム戦略の課題

戦略では有機農業を急拡大させるためにゲノム編集やスマート農業を導入しその敷居を下げ誰でも取り組めるものにする（ここでは農薬や種子企業との交渉があったきがします）。

→これまでの有機農業を支えてきたのは自立した家族農家や小農的農家であり

そこで風土にあった技術（や科学（アグロエコロジー））が形成されてきたことは全く無視。

もちろん有機農業面積の拡大は評価すべき。これまでの有機農業の実践と研究の蓄積そして有機農業推進法も全く触れられない形で進めることにたいしては大きな問題。

☆重要な点は、歴史的議論の経緯を押さえつつも継続した政策工程への参加の場と機会を作ることあります。（でないと一部の利害団体の意見だけが政策に反映される恐れがあると感じます）

そのために以下のような提言が必要。

- ・ 政策に有機農家・研究者・関係者との持続的な議論の場をもつこと、
- ・ 今後の計画検討の上で、これまでの家族的有機農家や研究蓄積、有機農業推進法の理念を生かすことは大きな推進の上で大きなメリットになる

☆その中で具体的な政策の工程における利害関係者の参加を求めていくことが重要。特に推進法第15条の（有機農業者等の意見の反映）。

☆地域農業の課題（担い手対策、獣害、高齢化）と結び付けてこの計画を進めることが重要